

件名	職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	○学校教育法（昭和22年法律第26号） ○国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号） ○国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）
内容	<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>「学校教育法の一部を改正する法律（平成31年4月1日施行）」が施行されることに伴う規定整備</p> <p><b>【改正条例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の自己啓発等休業に関する条例</li> <li>2 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例</li> </ol> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>引用条項ずれの改正</p> <p>学校教育法 <u>第104条第4項第2号</u> → <u>第104条第7項第2号</u></p>
施行日	平成31年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	